

文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめ（平成25年6月28日）（概要）

（1）学校週5日制の趣旨

- 学校週5日制は、学校・家庭・地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体として子供を育てるという基本理念の下、平成4年9月からの段階的实施を経て、平成14年度から完全実施。

（これまでの経緯等）

- ・昭和61年4月 臨時教育審議会（第2次答申）において提言
- ・平成 4年9月 月1回の学校週5日制実施
- ・平成 7年4月 月2回の学校週5日制実施
- ・平成14年4月 完全学校週5日制実施

（2）土曜授業の実施をめぐる動き

- 公立学校の休業日については、学校教育法施行規則で規定。ただし、「特別の必要がある場合は、この限りでない」。

■学校教育法施行規則（抄）

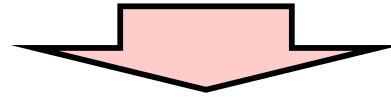
第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日（※中学校、高等学校等においても同様）

- 近年、一部の地域では授業時数の増加や、保護者や地域に開かれた学校づくりの観点から、設置者の判断により、土曜日に授業を行う学校も見られるところ。
- 民間の世論調査等において、土曜授業の実施に対し高い支持。
- 土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘。

（3）土曜授業の実施に関する基本的方向

- 子供たちの成長にとって、土曜日をこれまで以上に充実したものとすることが肝要。このため、学校、家庭、地域の三者が連携し役割分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組むべき。
- 「土曜授業」については、学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして捉え、その推進を図る。



- まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行う。
- あわせて、土曜授業や、地域における土曜日の学習、体験活動等の場づくりの取組に対する支援を充実する。
- 全国一律での土曜授業の制度化については、今後、教育課程全体の在り方の中で検討する。

（4）今後のスケジュール

- 今後更に必要な調査や情報収集等を行いながら、中央教育審議会等における議論も踏まえた専門的な検討を行い、本年秋を目途に一定の成果を出す。

文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめ

1 土曜授業に関する検討の経緯について

(1) 学校週5日制について

学校週5日制は、学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念の下、平成4年9月から月1回、平成7年4月から月2回と段階を経て、平成14年4月から完全実施された。

学校週5日制の下、休日に地域において学習や体験活動の場を提供する取組や、学校が希望者を対象とした学習やスポーツ、体験活動等を行う取組なども行われるようになってきている。

(2) 土曜授業の実施をめぐる動きと検討チームの設置について

学習指導要領については、学校週5日制の完全実施に合わせて、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指し教育内容の厳選が行われたが、その後、平成20年1月の中央教育審議会答申においては、我が国の子供たちの現状について、「評価すべき点も少なくない一方で、『生きる力』で重視している、思考力・判断力・表現力等、学習意欲、学習習慣・生活習慣、自分への自信や自らの将来についての関心、体力などに課題がある」とされ、平成20年に改訂された新学習指導要領において、授業時数や教育内容の充実などの改善が行われた。

また、同答申においては、学校週5日制については維持することが適切とした上で、地域と連携したり外部人材などを活用して、総合的な学習の時間の一環として課題解決型の学習や探究活動、体験活動などを行う場合には土曜日を活用することが考えられる旨が述べられている。

公立学校の休業日については、学校教育法施行規則において、土曜日を休業日とする一方で、「特別の必要がある場合はこの限りでない」と定められている。どのような場合が「特別の必要がある場合」に該当するかについては、各学校や地域の実態等に依じて、学校の設置者において判断されている。近年、教育委員会の中には、授業時数の増加や、保護者や地域に開かれた学校づくりの観点から、学校週5日制の理念の下で土曜日に授業を行う際の留意点を示すなど、土曜授業の実施を後押しする動きも出てきており、土曜日に、代休を設けることなく授業を行う学校も見られるようになってきている。

また、民間の世論調査等においては、土曜授業の実施を支持する国民の割合が高いなどの結果が示されている。

このような状況も踏まえ、文部科学省では、本年3月、省内に、義家弘介大臣政務官を主査とする「土曜授業に関する検討チーム」を立ち上げ、土曜授業を実施している教育委員会や学校の関係者、地域住民が土曜日の子供たちの活動を支援する取組を

積極的に行っている教育委員会の関係者等からのヒアリングも行いつつ、土曜授業の在り方について検討を行ってきた。

本中間まとめは、これまでの検討を踏まえた論点を中間的に整理し、国民的な議論に資するよう公表するものである。

2 土曜授業の実施に関する基本的方向について

(1) 土曜日における教育活動の理念について

教育における学校、家庭、地域住民の相互の連携協力については改正教育基本法にも規定されているところであり、学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという理念は、普遍的な重要性を持つものである。

学校週5日制は、このような基本理念を踏まえて導入されたものであるが、現状においては、土曜日に様々な経験を積み、自らを高めている子供たちが存在する一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘がある。

また、子供時代は人の成長にとってかけがえのない時期であり、土曜日を有意義なものとして過ごすか否かは、自ら考える力や表現する力などの確かな学力、規範意識や思いやりなどの豊かな心、健やかな体の育成等に大きな影響を与えるものである。

以上を踏まえれば、土曜日において、子供たちに、学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会などこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域のすべての大人が連携し、役割分担しながら取組を充実する必要がある。

(2) 土曜授業の制度設計について

このような観点から、検討チームでは、学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、その推進のための制度設計について、以下の二つの場合に分けて検討を行った。

- ①全国一律で土曜授業を制度化する場合（隔週等で実施する場合を含む）
- ②設置者の判断で土曜授業を実施する場合（隔週等で実施する場合を含む）

①については、全国すべての学校で一律に土曜授業を制度化するものであり、土曜日を原則休業日とした上で「特別の必要がある場合」に授業を行うことができる現行制度から、原則土曜日に授業を行う制度へ変更することとなる。学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという学校週5日制の下、現在多くの地域では、様々な指導方法の改善や、場合によっては長期休業期間の短縮なども図りながら、平日は、学校が子供たちの教育の充実に責任を果たし、土曜日には、部活動の練習や大会等、地域における学習やスポーツ、体験活動等を通じて子供たちの幅広い力を育てようと意図して取り組んでいる。また、土曜日に習い事や塾、家族との活動等を希望する家庭も存在する。①を導入する場合は、これら学校週5日制を前提に定着してきた様々な取組や実情があることなどに留意した上で検討する必

要がある。

また、教職員の勤務体制についても、1週間の労働時間を40時間と規定している労働基準法第32条との関係等に係る法令改正などを検討する必要がある、これは労働法制及び公務員法制全体に関わる課題となりうることに留意する必要がある。

②については、現在も一部で実施されている形態であり、教育委員会等からのヒアリングでも成果が報告されたところであるが、前述の学校教育法施行規則に定める「特別の必要がある場合」について、何がそれに該当するのかの基準が明確でないことが、各設置者における土曜授業の実施を躊躇（ちゅうちょ）させているとの指摘がある。

このため、学校教育法施行規則を改正し、設置者の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨を明確化することにより、土曜授業の実施を促進し、子供たちの学習活動の充実を図ることが考えられる。

なお、この場合において、教職員の勤務日となる土曜日については、各都道府県の条例・規則等に基づき、長期休業期間中などに週休日を振り替えることで休みを取得することとなる。

以上を踏まえると、全国一律での土曜授業の制度化については、今後教育課程全体の在り方の中で検討する必要がある、まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行うことが考えられる。このことについて、今後、全国学力・学習状況調査における児童生徒の土曜日の過ごし方についての結果等も踏まえつつ、中央教育審議会においても議論いただくこととしたい。

また、検討チームで行ったヒアリングにおいては、地域や家庭と連携した土曜授業を実施するためには、学習活動や体験活動の支援員の配置や、そういった活動のコーディネーターの配置が必要との指摘もあった。

さらに、保護者や地域の大人が子供たちの活動に関わることは、子供たちの活動の充実につながるものであり、土曜日の地域における多様な学習や体験活動の機会を提供する取組の振興が重要と考えられる。

このため、質の高い土曜授業の実施のための支援策を講じるとともに、土曜日の地域における学習やスポーツ、体験活動など様々な活動を一層促進するための方策など、子供たちの土曜日をトータルとしてより豊かで有意義なものとするための施策についても検討する必要がある。

(3) 土曜授業の実施に当たり留意すべきことについて

土曜授業は、子供たちの土曜日をより有意義なものとし、確かな学力と豊かな心、健やかな体などの「生きる力」の育成に資する観点から行われるべきものである。このことを踏まえれば、土曜日にどのような授業を行うかは設置者や学校の判断に委ねられることになるが、例えば、地域と連携した体験活動を行ったり、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど、土曜日に実施することのメリットを活（い）かしながら、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業を行う

などといった工夫が期待される。

なお、土曜授業を実施する場合どの程度の頻度とするかなどについては、学校や地域の実情、子供たちの負担等も踏まえながら、設置者において適切に判断される必要がある。また、土曜授業以外にも、地域における様々な活動が実施されていることから、学校、家庭、地域が連携して、土曜日を有意義に活用していくことが重要である。

3 今後の検討について

本検討チームでは、以上の基本的方向をもとに、今後更に必要な調査や情報収集等を行いながら、具体的な制度設計や支援方策等について検討を行う。

特に、土曜授業をめぐる各地の動向については、これまでも教育委員会等からのヒアリングを行いながら把握に努めてきたが、今後の制度改正等にも資するよう、改めて各教育委員会等への調査を行うこととしている。あわせて、本年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒の土曜日の過ごし方についての結果等も踏まえながら、中央教育審議会等における議論も踏まえた専門的な検討を行い、本年秋を目途に一定の成果を出すことを目指す。

参 考 資 料

(1) 学校週5日制の関係規定

○学校教育法施行規則（抄）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日の関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

（※中学校、高等学校等においても同様）

(2) 土曜日等を活用して教育課程内の教育活動を行う学校数

平成22年度及び平成23年度の教育課程の編成実施状況調査により、代休日を設けずに土曜日等を活用して教育課程内の教育活動を行う学校数を調査。

	運動会・体育祭等の学校行事	外部人材等を活用した総合的な学習の時間等	保護者や地域住民への公開授業の実施	その他
小学校	1.1%	1.6%	5.7%	0.3%
中学校	1.0%	2.0%	6.4%	0.3%
高等学校（全日制普通科）	1.0%	2.1%	4.1%	0.6%

※小中学校は平成23年度計画、高等学校は平成22年度計画の数値

(3) 土曜授業に関する検討チーム開催実績

- 第1回 平成25年3月18日（月）
東京都教育委員会よりヒアリング
- 第2回 平成25年4月25日（木）
東京都港区教育委員会・板橋区教育委員会よりヒアリング
- 第3回 平成25年5月29日（水）
京都府教育委員会よりヒアリング
- 第4回 平成25年6月14日（金）
大分県豊後高田市教育委員会よりヒアリング